

マイナンバーカード時間外窓口の開設について(要予約)

開庁時間にマイナンバーカードを受け取れない場合は、夜間・休日窓口(予約制)をご利用ください。

- 開設窓口/市役所、総合分庁舎、七重浜・茂辺地両支所
- 予約方法/①市役所市民課へ電話で申込み
(平日の午前8時30分から午後5時)
②二次元バーコードからインターネットで申込み
- ご注意/マイナンバーカードは、交付通知書(ハガキ)に記載の窓口以外では、お受け取りできません。



マイナポイントの申し込みについて

スマートフォンやパソコンのほか、マイナポイント手続きスポットでお申し込みできます。詳しくは、マイナポイント事業ホームページをご覧ください。



●夜間窓口(午後5時から午後7時30分まで)

開設日	予約申込期限
6月6日(火)	6月1日(休)
6月13日(火)	6月8日(休)
6月20日(火)	6月15日(休)
6月27日(火)	6月22日(休)

●休日窓口(午前8時30分から正午まで)

開設日	予約申込期限
6月25日(日)	6月21日(休)

問 市役所市民課窓口係[内線 113 ~ 116]

令和5年度 後期高齢者医療保険料について

- 保険料の計算方法 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。料率は2年ごとに見直されており、令和5年度は次のとおりです。

均等割
【1人当たりの額】
51,892円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(令和4年中の所得-最大43万円)×10.98%

=

1年間の保険料
【限度額66万円】
(100円未満切り捨て)

※前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。※令和5年度の年間保険料は6月に決定し、個別に通知します。
※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

- 保険料軽減措置 「均等割」には、世帯の所得に応じて3段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	15,567円
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	25,946円
43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	41,513円

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

- 保険料の納付方法 保険料の納付は、特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書払い・口座振替)があります。保険料は原則として特別徴収で納めていただきますが、次のいずれかに当てはまる方は、特別徴収ができないため、納付書や口座振替により納めていただきます。

- ①介護保険料が年金から引かれていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- ②介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方
- ③北斗市の後期高齢者医療制度に新しく加入された方
この他に、他市町村からの転入、他市町村への転出があった場合、一時的に特別徴収が停止します。また施設入所されている方で、介護保険者と後期高齢者医療保険者が異なる場合も特別徴収することができません。

※新しく加入された方は①・②およびこの他の条件に当てはまらない限り、次の表のとおり特別徴収へ変更となります。
※口座振替をご希望の方はお問い合わせください。
※特別徴収の方は、口座振替によって普通徴収に変更することもできます。

北斗市の後期高齢者医療制度への加入月	特別徴収開始月
4月~9月	翌年4月
10月~11月	翌年6月
12月~1月	翌年8月(1月は当年)
2月~3月	10月

問 市役所国保医療課医療給付係[内線124]

問 北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601